

福岡地方最低賃金審議会議事録

第5回福岡地方最低賃金審議会

1 日 時： 令和2年8月18日（火） 16:45～17:25

2 会 場： 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者： 【公益代表委員】 5人（定数5人）

有田 謙司（会長）

高田 亜朱華

富山 敦

濱崎 錄

丸谷 浩介

【労働者代表委員】 4人（定数5人）

河村 敏昭

小陳 武志

後藤 みゆき

浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人（定数5人）

有馬 紀顕

今村 修二

工藤 洋子

境 正義

吉岡 秀樹

【福岡労働局】 伊藤 労働局長

松田 労働基準部長

長野 賃金室長ほか

4 主要議題

（1）福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

（2）福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）その他

5 審議内容

会長 ただ今から令和2年度第5回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は福岡地方最低賃金審議会令運営規則第6条により公開となっております。

本日は、労働者代表委員の野中委員が御欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たされており、本会議は有効に成立しております。

本日の議事録の署名は

労働者代表委員 後藤委員

使用者代表委員 工藤委員

にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

後藤委員

(承諾)

工藤委員

会長 それでは議事に入ります。

まず、議事(1)の「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。

これにつきましては、7月27日の第3回福岡地方最低賃金審議会において、福岡労働局長から「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問を受け、先ほど開催されました運営小委員会におきまして、関係労使からの意見聴取が行われ、審議されております。

運営小委員会での審議の結果につきまして、報告をお願いします。

富山委員 報告書をお渡しします。

会長 報告書をいただきましたので、事務局で読み上げてください。

事務局 (報告書(写)配付)

賃金指導官 (報告書朗読)

会長 はい、ありがとうございました。

ただ今、運営小委員会の報告を頂きましたので、運営小委員会での審議経過について説明をいたします。

必要性の有無につきまして、先程ありましたように関係労使の代表から各5業種5名ずつの方からご意見を伺いました。

労働者側の代表者の発表の方からは、5業種揃って改正の必要性有りということを御主張されておりました。

使用者側の代表者の発表の方からは、業種によって慎重に審議をする必要があるという御意見、あるいは改正決定の必要性が無いといった御意見でした。

これらの御意見を伺った後に改正決定の必要性の有無について、労使双方からの御意見を伺いました。

労働者側代表委員からは、コロナの影響が起きていた時期であったとしても、それぞれ産業を代表する者が出てきて、特定最低賃金の有り方を含めて議論する場を設けることが必要であるという御意見がありました。

また、コロナの影響があるからこそ、じっくりと議論を重ねたいということも御意見されました。

これに対して使用者側代表委員からは、改正決定の必要性有りということになると経済情勢が厳しい業種においても改正の必要性有りとなり、必ずや引上げる審議になるのではないだろうかということで問い合わせがありました。

この点については、事務局の方から、運営委員会に於て説明がありましたので、この場でも同じように、念のため事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

(本省からの指示事項についての説明)

会長

ありがとうございました。

事務局からただ今の説明を受けまして、労使双方に控室で御協議をしていただいた後に、再び審議の場に戻って改めて御意見を確認することになりました。

労働者側委員は、協議前の意見と変わらずとのことでした。一方、使用者側委員はまだ結論を留保されておりましたので、先程の事務局からの説明を踏まえ御協議された結果として、労働者側委員が全業種にあたって議論をする場の設定が大事だということを主張されているということ、そして、場合によっては改正決定の必要性有りということであっても、労使が審議を重ねた結果、引上げ額ゼロということもあり得るという事務局説明があったこと、この2点を考慮して改正決定の必要性有りということで応じる、という御意見の整理があり、全会一致の結論で先程の報告書の内容となった次第です。

私の方からは以上のような説明になりますが、運営小委員会の富山委員長からも何か補足がありましたらお願いします。

富山委員

特にありません。

会長

分かりました。

ただ今の報告について、何か質問等ございますか。

各委員

(なし)

会長 それでは、先程の内容での報告で全会一致ということで答申させていただきます。

会長 では、答申文（案）を準備しますので、しばらくお待ちください。

(答申文（案）を会長に確認)

各委員 それでは、事務局は答申文（案）を配付して、読み上げてください。

事務局 (答申文（案）配付)

賃金指導官 (答申文（案）朗読)

会長 ただ今、読み上げました内容で答申してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 それでは、答申いたします。

会長 (答申文を局長に手交)

局長 (あいさつ)

会長 次に、議事（2）の「福岡県特定最低賃金の改正決定について」（諮問）です。

局長 それでは、福岡県特定最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。

局長 (諮問文を会長に手交)

会長 ただ今、諮問を受けましたので、事務局から諮問文を読み上げてください。

事務局 (諮問文（写）配付)

賃金指導官 (諮問文朗読)

会長 委員の方々には御苦労をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

今後は、福岡県特定最低賃金専門部会を設置し、専門部会において審議していく
だくことになります。

ここで私から、福岡県特定最低賃金専門部会の審議につきまして、御確認させて

いただきたいことが3点あります。

1点目ですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。」と規定されています。当審議会におきましては、従来から「専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その議決をもって、審議会の議決とする。」という取り扱いをしておりました。また、専門部会で結論が出た場合、本来ならば本審において、会長から福岡労働局長に答申すべきですが、全会一致の場合には、専門部会長が、会長名により、福岡労働局長に対して答申を行う取り扱いをしておりました。

今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会において全会一致で結論が出た場合は、その議決をもって審議会の議決とし、その場合には、専門部会長が、会長名により、局長あて答申する、という取り扱いで、御了解いただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございます。それでは、専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その議決をもって審議会の議決とし、専門部会長が、会長名により、局長あて答申することといたします。

次に2点目ですが、最低賃金審議会令第6条第7項には「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。当審議会におきましては、従来から、本審の議決を踏まえ、「専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止する。」という取り扱いをしておりました。

今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会が任務を終了した時には、専門部会を廃止する、という取り扱いで御了解いただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございました。それでは、専門部会は任務が終了した時に廃止することといたします。

次に3点目ですが、最低賃金審議会の公開についてです。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条には、原則として会議を公開するといいますが「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができます。」と規定されています。

特定最低賃金の金額審議につきましては、当該規定に基づき非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、特定最低賃金の金額審議につきましては非公開といたします。
次に議事（3）の「その他」ですが、事務局からお願ひします。

賃金指導官

(委員の選出手続き、日程等を説明)

会 長

今の説明で、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

各 委 員

(な し)

会 長

他に何かございますか。

無ければ、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。
お疲れ様でした。

署 名 公益代表委員

舟田謙司

労働者代表委員

佐藤みや子

使用者代表委員

工藤弓子